

土木工事施工管理基準 新旧対照表
土木工事施工管理基準(表紙、まえがき)

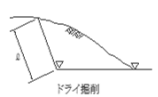
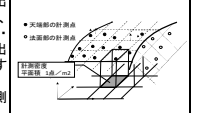
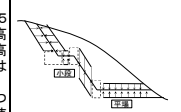
旧(令和3年10月版) 土木工事施工管理基準
表紙
兵庫県県土整備部
この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書(案)第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。
1. 目的
この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。
2. 適用
この管理基準は、兵庫県県土整備部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。
7. その他
(2) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。 舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。 浚渫工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編」の規定によるものとする。

新(令和4年10月版) 土木工事施工管理基準	改定理由
表紙	改定履歴の追記。 組織改編に係る改定
(令和3年 10月 前回改定) (令和4年 10月 今回改定) 兵庫県土木部	
この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書(案)第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。	
1. 目的	
この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。	
2. 適用	
この管理基準は、兵庫県土木部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。	
7. その他	
(2) 3次元データによる出来形管理 ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。	諸基準類の改定にともなう


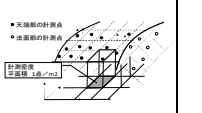
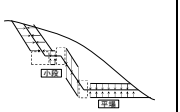
土木工事施工管理基準 新旧対照表

出来形管理基準 第01編 共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)土工編 計測技術(断面 管理の場合)」の規定により測点による 管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は掘削部の 両端で測定。				
						法長ℓ	ℓ<5m -200 ℓ≥5m 法長-4%					
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面(小段含む)	水平または標高較差				±70	±160
				3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川深掘工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。				
						平場	標高較差				±50	±300
						法面(小段含む)	水平または標高較差				±70	±300

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由	
1 共通編	2 土工	3 河川・土 工・海 岸・土 工・砂 防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)土工編 計測技術(断面 管理の場合)」の規定により測点による 管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は掘削部の両 端で測定。			諸基準類の改定に伴う	
						法長ℓ	ℓ<5m -200 ℓ≥5m 法長-4%					
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面(小段含む)	水平または標高較差				±70	±160
				3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面の前面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。				
						平場	標高較差				±50	±300
						法面(小段含む)	水平または標高較差				±70	±300

土木工事施工管理基準 新旧対照表

出来形管理基準 第01編 共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
			3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎。基準高は各法肩で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m ℓ≥5m				-100 法長-2%
						幅 w1, w2	-100				
			2	盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	-50	-150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
					法面	標高較差	-50	-170			
					法面 4割<勾配	標高較差	-60	-170			
			4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
					厚さ t	-50					
					控え長さ	設計値以上					

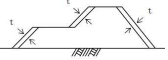
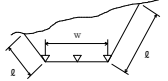
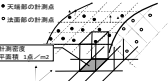
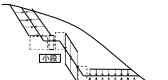
新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由		
			3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。			諸基準類の改定に伴う		
						法長ℓ	ℓ<5m ℓ≥5m					-100 法長-2%	
						幅 w1, w2	-100						
			3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	-50	-150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			諸基準類の改定に伴う
						法面	標高較差	-50	-170				
						法面 4割<勾配	標高較差	-60	-170				
			4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			諸基準類の改定に伴う			
					厚さ t	-50							
					控え長さ	設計値以上							

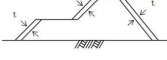
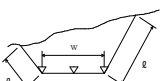
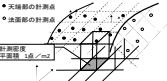

土木工事施工管理基準 新旧対照表

出来形管理基準 第01編 共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	5	法面整形工(盛土部)	厚 さ t	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
						掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工(面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						平場	標高較差	±50	±150	
					法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	±160		
					法面(軟岩I) (小段含む)	水平または標高較差	±70	±330		

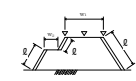
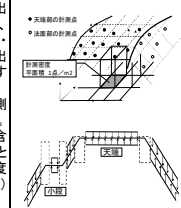
新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	5	法面整形工(盛土部)	厚 さ t	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			諸基準類の改定に伴う
						掘削工	基準高▽	±50	50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工(面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			諸基準類の改定に伴う
						平場	標高較差	±50	±150		
					法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	±160			
					法面(軟岩I) (小段含む)	水平または標高較差	±70	±330			

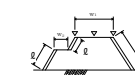
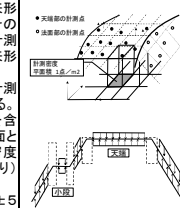
土木工事施工管理基準 新旧対照表

出来形管理基準 第01編 共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
			3	4	1 路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長ℓ	ℓ<5m -100 ℓ≥5m 法長-2%			
幅	w ₁ ,w ₂	-100								
			2		路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差 ±50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						法面 (小段含む)	標高較差 ±80			
平均値	個々の計測値 ±150									

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
			3	4	1 路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。			諸基準類の改定に伴う
						法長ℓ	ℓ<5m -100 ℓ≥5m 法長-2%				
幅	w ₁ ,w ₂	-100									
			2		路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差 ±50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			諸基準類の改定に伴う
						法面 (小段含む)	標高較差 ±80				
平均値	個々の計測値 ±150										

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	3	4	3	共通的 工程	矢板工〔指定 仮設・任意仮 設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢 板) (コンクリート 矢板) (広幅鋼矢 板) (可とう鋼矢 板)	基準高▽	±50		基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。					
							根入長	設計値以上							
							変位 δ	100							
						5	緑石工 (緑石・アス カーフ)	延長 L	-200		1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〔舗装工編 計測技術(断面管理の場合)〕の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。				
						31	1	側溝工 (プレキャスト U型側溝) (L型側溝) (自由勾配側 溝) (管渠)	基準高▽	±30		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〔舗装工編 計測技術(断面管理の場合)〕の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
									延長 L	-200					
									3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〔舗装工編 計測技術(断面管理の場合)〕の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〔舗装工編 計測技術(断面管理の場合)〕の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	
											幅 w1, w2	-50			
											深さ h	-30			
延長 L	-200														
4	基礎工	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎 工) (割ぐり石基 礎工) (均しコンク リート)	幅 w	設計値以上		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。								
			厚さ t1,t2	-30											
		3	1	基礎工(種 岸) (現場打)	基準高▽	±30		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〔護岸工編〕の規定による測点の管理方法を用いることができる。							
					幅 w	-30									
			高さ h	-30											
			延長 L	-200											

※断面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	3	4	3	共通的 工程	矢板工〔指定 仮設・任意仮 設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢 板) (コンクリート 矢板) (広幅鋼矢 板) (可とう鋼矢 板)	基準高▽	±50		基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(または25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、向要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
							根入長	設計値以上							
							変位 δ	100							
						5	緑石工 (緑石・アス カーフ)	延長 L	-200		1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。				
						31	1	側溝工 (プレキャスト U型側溝) (L型側溝) (自由勾配側 溝) (管渠)	基準高▽	±30		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
									延長 L	-200					
									3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	
											幅 w1, w2	-50			
											深さ h	-30			
延長 L	-200														
4	基礎工	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎 工) (割ぐり石基 礎工) (均しコンク リート)	幅 w	設計値以上		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。								
			厚さ t1,t2	-30											
		3	1	基礎工(種 岸) (現場打)	基準高▽	±30		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、向要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。							
					幅 w	-30									
			高さ h	-30											
			延長 L	-200											

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定 基準	測定 箇所	摘要							
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) [*]											
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										
5				2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30				施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【護岸工編】」の規定による測点の管理方法を用いることができる。									
						延長 L	-200													
						基準高▽	±50		設計値以上					全数について杭中心で測定。						
						根入長	設計値以上		D/4以内かつ100以内											
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内		1/100以内											
5				4	1	既製杭工(既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50		設計値以上		全数について杭中心で測定。								
							根入長	設計値以上		D/4以内かつ100以内										
							偏心量 d	D/4以内かつ100以内		1/100以内										
							5				2	既製杭工(鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50		設計値以上		全数について杭中心で測定。		
													根入長	設計値以上		100以内				
偏心量 d	100以内		1/100以内																	
傾 斜	1/100以内		設計値以上																	
杭 径 D	設計値以上																			
5				5	場所打杭工	基準高▽	±50		設計値以上		全数について杭中心で測定。									
						根入長	設計値以上		100以内											
						偏心量 d	100以内		1/100以内											
						傾 斜	1/100以内		[設計径(公称径)-30]以上											
						杭 径	[設計径(公称径)-30]以上													
5	石・ブロック積(張工)	3	1	コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)(コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50		設計値以上		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【護岸工編】」の規定による測点の管理方法を用いることができる。										
					法長 ℓ	ℓ < 3m	-50													
						ℓ ≥ 3m	-100													
					厚さ(ブロック積張) t1	-50														
					厚さ(表込)t2	-50														
延長 L	-200																			
5				3	2	コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	基準高▽	±50		設計値以上		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【護岸工編】」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								
							法長 ℓ	-100												
							延長 L1, L2	-200												

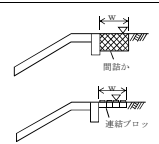
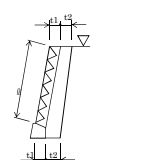
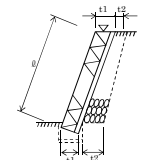
※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定 基準	測定 箇所	摘要	改定理由						
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) [*]											
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										
5				2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30				施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【護岸工編】」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			諸基準類の改定にともなう						
						延長 L	-200													
						基準高▽	±50		設計値以上						全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
						根入長	設計値以上		D/4以内かつ100以内											
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内		1/100以内											
5				4	1	既製杭工(既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50		設計値以上		全数について杭中心で測定。								
							根入長	設計値以上		D/4以内かつ100以内										
							偏心量 d	D/4以内かつ100以内		1/100以内										
							5				2	既製杭工(鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50		設計値以上		全数について杭中心で測定。		諸基準類との整合
													根入長	設計値以上		100以内				
偏心量 d	D/4以内かつ100以内		1/100以内																	
傾 斜	1/100以内		設計値以上																	
杭 径 D	設計値以上																			
5				5	場所打杭工	基準高▽	±50		設計値以上		全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		諸基準類の改定にともなう							
						根入長	設計値以上		100以内											
						偏心量 d	100以内		1/100以内											
						傾 斜	1/100以内		[設計径(公称径)-30]以上											
						杭 径	[設計径(公称径)-30]以上													
5	石・ブロック積(張工)	3	1	コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)(コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50		設計値以上		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【護岸工編】」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			諸基準類の改定にともなう							
					法長 ℓ	ℓ < 3m	-50													
						ℓ ≥ 3m	-100													
					厚さ(ブロック積張) t1	-50														
					厚さ(表込)t2	-50														
延長 L	-200																			
5				3	2	コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	基準高▽	±50		設計値以上		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)【護岸工編】」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		諸基準類の改定にともなう						
							法長 ℓ	-100												
							延長 L1, L2	-200												

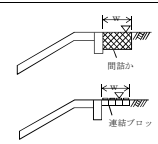
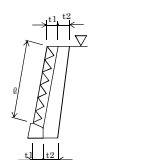
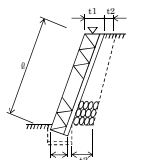
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
				3	コンクリートブロック工(天端保護ブロック)	基準高▽ 幅 w 延長 L	±50 -100 -200				施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 標準工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
				4	緑化ブロック工	基準高▽ 法長ℓ 厚さ(ブロック)t1 厚さ(裏込)t2 延長 L	±50 -50 -100 -50 -50 -200				施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 標準工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
				5	石積(張)工	基準高▽ 法長ℓ 厚さ(石種・張)t1 厚さ(裏込)t2 延長 L	±50 -50 -100 -50 -50 -200				施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 標準工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
6	一般舗装工	7	1	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	基準高▽ 厚さ 幅	±40 ±50 — — -45 -45 -15 -15 -50 -50 — —				基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		

※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
				3	コンクリートブロック工(天端保護ブロック)	基準高▽ 幅 w 延長 L	±50 -100 -200				施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 標準工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			諸基準類の改定にともなう	
				4	緑化ブロック工	基準高▽ 法長ℓ 厚さ(ブロック)t1 厚さ(裏込)t2 延長 L	±50 -50 -100 -50 -50 -200				施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 標準工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			諸基準類の改定にともなう	
				5	石積(張)工	基準高▽ 法長ℓ 厚さ(石種・張)t1 厚さ(裏込)t2 延長 L	±50 -50 -100 -50 -50 -200				施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 標準工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			諸基準類の改定にともなう	
6	一般舗装工	6	4	4	横面舗装工(シート系床版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50				標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認。			新規設定	
6	一般舗装工	7	1	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	基準高▽ 厚さ 幅	±40 ±50 — — -45 -45 -15 -15 -50 -50 — —				基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 標準工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。			諸基準類の改定にともなう

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
					アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
7	2			アスファルト舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚 さ 幅	-25 -50	-30 -50	-8 —	-10 —	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコーアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満		
					アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
					アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	舗基準類の改定にともなう	
7	2			アスファルト舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚 さ 幅	-25 -50	-30 -50	-8 —	-10 —	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコーアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	舗基準類の改定にともなう		
					アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	舗基準類の改定にともなう	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
7	3	アスファルト舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	幅	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。			
					-50	-50	—	—					
7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	幅	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。			
					-50	-50	—	—					
7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差		-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満			
					-54	-63	-8	-10					

新(令和4年10月版)

※面管理の場合は測定値の平均

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
7	3	アスファルト舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	幅	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。			積基準額の改定にともなう	
					-50	-50	—	—						
7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差		-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満			積基準額の改定にともなう	
					-54	-63	-8	-10						
7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	幅	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。			積基準額の改定にともなう	
					-50	-50	—	—						

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
					アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
7	5	アスファルト舗装工(基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書に測定によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。				

※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
					アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	舗基準額の改定にともなう	
7	5	アスファルト舗装工(基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	舗基準額の改定にともなう				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
					アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
7	6	アスファルト舗装工(表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。				
			幅	-25	-25	—	—						
			平 坦 性	—	—	—	—	3mプロファイル(σ)2.4mm以下 面鏡式(足付き)(σ)1.75mm以下					

※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
					アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	舗基準類の改定にともなう	
7	6	アスファルト舗装工(表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。					
			幅	-25	-25	—	—							
			平 坦 性	—	—	—	—	3mプロファイル(σ)2.4mm以下 面鏡式(足付き)(σ)1.75mm以下						

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
					アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
					平坦性	—		3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
8	1				半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽ 厚 さ 幅	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。	
					半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。	
	2				半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ 幅	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。	

※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
					アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。			諸基準額の改定にともなう
					平坦性	—		3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							
8	1				半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽ 厚 さ 幅	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。		諸基準額の改定にともなう	
					半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。		諸基準額の改定にともなう	
	2				半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ 幅	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。		諸基準額の改定にともなう	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
					半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。	
8	3				半たわみ性舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
					半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
					半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	-50	-50	—	—			

新(令和4年10月版)

※面管理の場合は測定値の平均

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
					半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。		諸基準類の改定にともなう
8	3				半たわみ性舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう
					半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう
					半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう
						幅	-50	-50	—	—				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
					半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
8	5			半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mlに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
					半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
					半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mlに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						平 坦 性	—	—	—	—	3m ² コアプロファイル(φ)2.4mm以下直読式(足付き)(φ)1.75mm以下		

※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
					半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準額の改定にともなう
8	5			半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mlに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準額の改定にともなう	
					半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準額の改定にともなう
					半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mlに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準額の改定にともなう
						平 坦 性	—	—	—	—	3m ² コアプロファイル(φ)2.4mm以下直読式(足付き)(φ)1.75mm以下			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝	番	工	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要							
									個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]											
									中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										
							半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 平坦性	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。								
9	1					排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽ 厚さ 幅	±40	±50	—	—	±45	±45	±15	±15	±50	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
							排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。				
							2 排水性舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚さ 幅	-25	-30	-8	-10	-50	-50	—	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。				

※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝	番	工	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由			
									個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]								
									中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
							半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 平坦性	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。					
9	1					排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽ 厚さ 幅	±40	±50	—	—	±45	±45	±15	±15	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	舗基準類の改定にともなう	
							排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
							2 排水性舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚さ 幅	-25	-30	-8	-10	-50	-50	—	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	舗基準類の改定にともなう

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
					排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
9	3			排水性舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000m ² に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
					排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
9	4				排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
					排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	幅	-50	-50	—	—			

新(令和4年10月版)

※面管理の場合は測定値の平均

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
					排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう
9	3			排水性舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは1,000m ² に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう	
					排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう
9	4				排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう
					排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	幅	-50	-50	—	—				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝	工	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10) [*]				
								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
						排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
9	5				排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
9	6					排水性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
							幅	-25	-25	—	—			
							平坦性	—	—	—	—	3m ² プロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(定付き) (σ)1.75mm以下		

※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝	工	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
								個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10) [*]					
								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
						排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう
9	5				排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう	
						排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう
9	6					排水性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう
							幅	-25	-25	—	—				
							平坦性	—	—	—	—	3m ² プロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(定付き) (σ)1.75mm以下			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
					排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
					平坦性	—					3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10	1	1			透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	—			基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所所帯り起して測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
					厚 さ	t<15cm	-30	-10						
					幅	t≥15cm	-45	-15						
							-100	—						
					透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t<15cm	+90 -70	+50 -10			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
					厚 さあるいは標高較差	t<15cm	+90 -70	+50 -10						
						t≥15cm	+50 -15							
						t<15cm	+90 -70	+50 -10						
						t≥15cm	+50 -15							
10	2				透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-9	-3			幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
					幅	-25	—							

※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
					排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう	
					平坦性	—									
10	1	1			透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	—			基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは片側延長200m毎に1ヶ所所帯り起して測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう	
					厚 さ	t<15cm	-30	-10							
					幅	t≥15cm	-45	-15							
							-100	—							
					透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t<15cm	+90 -70	+50 -10			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう
					厚 さあるいは標高較差	t<15cm	+90 -70	+50 -10							
						t≥15cm	+50 -15								
						t<15cm	+90 -70	+50 -10							
						t≥15cm	+50 -15								
10	2				透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-9	-3			幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう	
					幅	-25	—								

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
					グーアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
11	3	グーアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。				
			幅	-25	-25	—	—						
			平坦性	—	—	—	—	3mプロフィールメータ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下					
			グーアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。			
			平坦性	—	—	—	—	3mプロフィールメータ(σ)2.4mm以下					
12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。				
			厚 さ	-45	-15	—	—						
			幅	-50	—	—	—						

新(令和4年10月版)

※面管理の場合は測定値の平均

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
					グーアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう
11	3	グーアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう			
			幅	-25	-25	—	—							
			平坦性	—	—	—	—	3mプロフィールメータ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下						
			グーアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		諸基準類の改定にともなう		
			平坦性	—	—	—	—	3mプロフィールメータ(σ)2.4mm以下						
12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		諸基準類の改定にともなう			
			厚 さ	-45	-15	—	—							
			幅	-50	—	—	—							

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
					2	コンクリート舗装工(下層路盤工)(面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	
					12	3	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						4	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	

※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
					2	コンクリート舗装工(下層路盤工)(面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。		諸基準類の改定にともなう
					12	3	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		諸基準類の改定にともなう
						4	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。		諸基準類の改定にともなう

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
			12	6	コンクリート舗装工(セメント・石灰・澆青)安定処理工(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。		
			8	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。			
			12	10	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						平坦性	—						

※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
			12	6	コンクリート舗装工(セメント・石灰・澆青)安定処理工(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。			諸基準類の改定にともなう
			8	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。			諸基準類の改定にともなう	
			12	10	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			諸基準類の改定にともなう
						平坦性	—							
						目地段差			±2					誤植

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
12	12	コンクリート舗装工 軽圧コンクリート版工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。				
			厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15						
14	14	コンクリート舗装工 軽圧コンクリート舗装版工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。				
12	15	コンクリート舗装工 軽圧コンクリート版工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。				
			幅	-50	—								

新(令和4年10月版)

※面管理の場合は測定値の平均

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
12	12	コンクリート舗装工 軽圧コンクリート版工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。			舗基準類の改定にともなう		
			厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15							
14	14	コンクリート舗装工 軽圧コンクリート舗装版工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。			舗基準類の改定にともなう		
12	15	コンクリート舗装工 軽圧コンクリート版工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。			舗基準類の改定にともなう		
			幅	-50	—									

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
					16	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・速青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。		
					12	18	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	
					19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			
							幅	-35	—					
							平坦性	—	—	転圧コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下				
							目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
					16	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・速青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。		諸基準類の改定にともなう	
					12	18	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。		諸基準類の改定にともなう
					19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		諸基準類の改定にともなう		
							幅	-35	—						
							平坦性	—	—	転圧コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下					
							目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

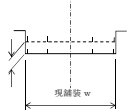
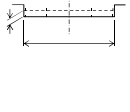
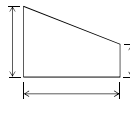
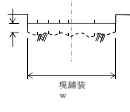
旧(令和3年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10) [*]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
					20	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工種多	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						平坦性	—				2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。			
						目地段差				±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			
					1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を振り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長90m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15					
						幅	-50		—					
					2	薄層カラー舗装工(上層路盤工)(粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を振り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長90m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	-50		—					
					13	3 薄層カラー舗装工(上層路盤工)(セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		—					
					4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50		—					

新(令和4年10月版)															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10) [*]						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
					20	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		舗基準類の改定にともなう
						平坦性	—				3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				
						目地段差				±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				
					13	1 薄層カラー舗装工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を振り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長90m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		舗基準類の改定にともなう
						厚 さ	-45		-15						
						幅	-50		—						
					2	薄層カラー舗装工(上層路盤工)(粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を振り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長90m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		舗基準類の改定にともなう	
						幅	-50		—						
					13	3 薄層カラー舗装工(上層路盤工)(セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		舗基準類の改定にともなう
						幅	-50		—						
					4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		舗基準類の改定にともなう
						幅	-50		—						

※面管理の場合は測定値の平均

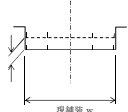
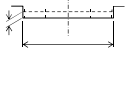
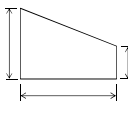
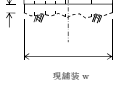
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
				5	薄層カラー舗装工(基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。			
						幅	-25	—	—				
				15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。測定方法は自動横断測定法によることができる。			
						幅 w	-25	—	—				
				2	路面切削工(面管理の場合) 標高較差または厚さtのみ	厚 さ t (標準較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	—	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。			
						幅 w	-25	—	—				
				16	舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	-100	該当工種			
						厚さt	該当工種	—	—				
						舗設工	幅 w	-25	-100	該当工種			
							厚さt	該当工種	—	—			
				17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9	-25	-100	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。		
						幅 w	-25	—	—				
						延長 L	-100	—	—				
						平坦性	—	—	3m ² プロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				

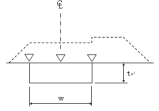
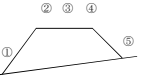
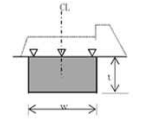
※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
				5	薄層カラー舗装工(基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			舗基準類の改定にともなう	
						幅	-25	—	—					
				15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。測定方法は自動横断測定法によることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			舗基準類の改定にともなう	
						幅 w	-25	—	—					
				2	路面切削工(面管理の場合) 標高較差または厚さtのみ	厚 さ t (標準較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	—	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。			舗基準類の改定にともなう	
						幅 w	-25	—	—					
				16	舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	-100	該当工種			舗基準類の改定にともなう	
						厚さt	該当工種	—	—					
						舗設工	幅 w	-25	-100	該当工種				
							厚さt	該当工種	—	—				
				17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9	-25	-100	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			舗基準類の改定にともなう
						幅 w	-25	—	—					
						延長 L	-100	—	—					
						平坦性	—	—	3m ² プロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下					

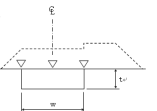
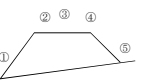
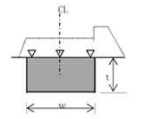
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)					
							中規模以上	小規模以下				
			17	2	オーバーレイ工(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとしてオーバーレイ後の標高値との差で算出する。			
					平坦性	—	3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
			7	2	路床安定処理工	基準高▽	±50		延長40m毎に1ヶ所の割で測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。			
					施工厚さt	-50						
					幅 w	-100						
					延長 L	-200						
			4	2	表層安定処理工(ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示		施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
					法長 ℓ	-500						
					天端幅 w	-300		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」に記載の全体改良範囲図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)				
					天端延長 L	-500						
			9	3	固結工(中層混合処理)	基準高▽	設計値以上		1,000m ³ ~4,000m ³ につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)			
					厚さ t	設計値以上						
					幅 w	設計値以上						
					延長 L	設計値以上						

※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)					
							中規模以上	小規模以下				
			17	2	オーバーレイ工(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとしてオーバーレイ後の標高値との差で算出する。			積基準額の改定にともなう
					平坦性	—	3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
			7	2	路床安定処理工	基準高▽	±50		延長40m毎に1ヶ所の割で測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。			積基準額の改定にともなう
					施工厚さt	-50						
					幅 w	-100						
					延長 L	-200						
			4	2	表層安定処理工(ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示		施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			積基準額の改定にともなう
					法長 ℓ	-500						
					天端幅 w	-300		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良範囲図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)				
					天端延長 L	-500						
			9	3	固結工(中層混合処理)	基準高▽	設計値以上		1,000m ³ ~4,000m ³ につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)			積基準額の改定にともなう
					厚さ t	設計値以上						
					幅 w	設計値以上						
					延長 L	設計値以上						

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	旧(令和3年10月版)				測定基準	測定箇所	摘要
								規格値						
								個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]				
					1	1	鑄造費(金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1)ガス切断寸法を準用する。 ※2)片面のみの削り加工も含む。 ※3)ループレートの接合面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に對してはCT13を適用するものとする。 ※4)全移動量分の遊間が確保されているのかを要するものとする。 ※5)組立て後に測定。			
								中心距離	ポスの突起を基準とした孔の位置ずれ	≤ 1000mm	1以下			
								アンカー加工孔(鑄)	ドリル加工孔	≤100mm	+3 -1			
									ポスの直径	+0 -1				
									ポスの高さ	+1 -0				
									ポスの直径	+0 -1				
									ポスの高さ	+1 -0				
								全移動量 l	$l \leq 300\text{mm}$	±2				
									$l > 300\text{mm}$	± $l/100$				
								組立高さH	上、下面加工仕上げ	±3				
									コンクリート	H ≤ 300mm	±3			
									適用	H > 300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て			
								普通寸法	鑄放し長さ寸法	※1)、※2)	JIS B 0403 CT14			
									鑄放し肉厚寸法	※1)	JIS B 0403 CT15			
									削り加工寸法	JIS B 0405 粗級				
									ガス切断寸法	JIS B 0417 B級				

※面管理の場合は測定値の平均

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	新(令和4年10月版)				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
								規格値							
								個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]					
					1	1	鑄造費(金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1)ガス切断寸法を準用する。 ※2)片面のみの削り加工も含む。 ※3)ループレートの接合面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に對してはCT13を適用するものとする。 ※4)全移動量分の遊間が確保されているのかを要するものとする。 ※5)組立て後に測定。				参照基準の追加
								中心距離	ポスの突起を基準とした孔の位置ずれ	≤ 1000mm	1以下				
								アンカー加工孔(鑄)	ドリル加工孔	≤100mm	+3 -1				
									ポスの直径	+0 -1					
									ポスの高さ	+1 -0					
									ポスの直径	+0 -1					
									ポスの高さ	+1 -0					
								全移動量 l	$l \leq 300\text{mm}$	±2					
									$l > 300\text{mm}$	± $l/100$					
								組立高さH	上、下面加工仕上げ	±3					
									コンクリート	H ≤ 300mm	±3				
									適用	H > 300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て				
								普通寸法	鑄放し長さ寸法	※1)、※2)	JIS B 0403 CT14				
									鑄放し肉厚寸法	※1)	JIS B 0403 CT15				
									削り加工寸法	JIS B 0405 粗級					
									ガス切断寸法	JIS B 0417 B級					

詳細は道路橋支保便覧参照

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要													
								個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X/10) [*]																
													中規模 以上	小規模 以下											
			1	2	2	1	2	2	2																
						幅 w	長さ L	直 径 D	w.L.D ≤ 500	0~+5	製品全数を測定。 平面度:1個のゴム支承の厚さ(t) の最大相対誤差。														
									500 < w.L.D ≤ 1,500mm	0~+1%															
									1500 < w.L.D	0~+15															
									厚 さ t	t ≤ 20mm				±0.5											
										20 < t ≤ 160				±2.5%											
										160 < t				±4											
									相 対 誤 差	w . L . D ≤ 1000mm				1											
										1000mm < w.L. D				(w.L.D)/1000											
															1	4									
														1	4	法	工	切	土	法 長 ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来 管理のほかに、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)法面工 編」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。		
ℓ ≥ 5m	法長の-4%																								
盛	土	法 長 ℓ	ℓ < 5m	-100																					
			ℓ ≥ 5m	法長の-2%																					
延	長	L	-200	1施工箇所 ただし、計測手法については、従来 管理のほかに、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)法面工 編」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。																					
			法	長 ℓ	ℓ < 5m	-200																			
厚	さ	t	t < 5cm		-10																				
			t ≥ 5cm	-20																					
延	長	L	-200	1施工箇所 ただし、計測手法については、従来 管理のほかに、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)法面工 編」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。																					
			2	2	2	2	2	2	2																
						幅 w	長さ L	直 径 D	w.L.D ≤ 500	0~+5	製品全数を測定。 平面度:1個のゴム支承の厚さ(t) の最大相対誤差。 詳細は道路橋支承便覧参照。														
									500 < w.L.D ≤ 1,500mm	0~+1%															
									1500 < w.L.D	0~+15															
									厚 さ t	t ≤ 20mm				±0.5											
										20 < t ≤ 160				±2.5%											
										160 < t				±4											
									相 対 誤 差	w . L . D ≤ 1000mm				1											
										1000mm < w.L. D				(w.L.D)/1000											
															1	4									
														1	4	法	工	切	土	法 長 ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (または50m)以下のものは1施工 箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来 管理のほかに、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)法面工 編」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。		
ℓ ≥ 5m	法長の-4%																								
盛	土	法 長 ℓ	ℓ < 5m	-100																					
			ℓ ≥ 5m	法長の-2%																					
延	長	L	-200	1施工箇所 ただし、計測手法については、従来 管理のほかに、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)法面工 編」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。																					
			法	長 ℓ	ℓ < 5m	-200																			
厚	さ	t	t < 5cm		-10																				
			t ≥ 5cm	-20																					
延	長	L	-200	1施工箇所 ただし、計測手法については、従来 管理のほかに、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)法面工 編」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。																					
			2	2	2	2	2	2			2														
						幅 w	長さ L	直 径 D	w.L.D ≤ 500	0~+5	製品全数を測定。 平面度:1個のゴム支承の厚さ(t) の最大相対誤差。 詳細は道路橋支承便覧参照。														
									500 < w.L.D ≤ 1,500mm	0~+1%															
									1500 < w.L.D	0~+15															
									厚 さ t	t ≤ 20mm				±0.5											
										20 < t ≤ 160				±2.5%											
										160 < t				±4											
									相 対 誤 差	w . L . D ≤ 1000mm				1											
										1000mm < w.L. D				(w.L.D)/1000											
															1	4									
														1	4	法	工	切	土	法 長 ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (または50m)以下のものは1施工 箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来 管理のほかに、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)法面工 編」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。		
ℓ ≥ 5m	法長の-4%																								
盛	土	法 長 ℓ	ℓ < 5m	-100																					
			ℓ ≥ 5m	法長の-2%																					
延	長	L	-200	1施工箇所 ただし、計測手法については、従来 管理のほかに、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)法面工 編」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。																					
			法	長 ℓ	ℓ < 5m	-200																			
厚	さ	t	t < 5cm		-10																				
			t ≥ 5cm	-20																					
延	長	L	-200	1施工箇所 ただし、計測手法については、従来 管理のほかに、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)法面工 編」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。																					

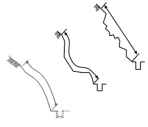
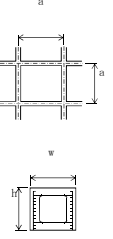
※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改 定 理 由			
								個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X/10) [*]							
														中規模 以上	小規模 以下	
			1	2	2	2	2	2	2			参照基準の 追記				
			1	4												
		1	4	法	工	切	土	法 長 ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (または50m)以下のものは1施工 箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来 管理のほかに、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)法面工 編」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。					
									ℓ ≥ 5m	法長の-4%						
									盛	土				法 長 ℓ	ℓ < 5m	-100
															ℓ ≥ 5m	法長の-2%
									延	長				L	-200	1施工箇所 ただし、計測手法については、従来 管理のほかに、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)法面工 編」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。
															法	長 ℓ
									厚	さ				t	t < 5cm	
															t ≥ 5cm	-20
									延	長				L	-200	1施工箇所 ただし、計測手法については、従来 管理のほかに、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)法面工 編」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。
															2	2
						幅 w	長さ L	直 径 D	w.L.D ≤ 500	0~+5	施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所、40m以 下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。 ただし、計測手法については、従来 管理のほかに、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)法面工 編」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。					
									500 < w.L.D ≤ 1,500mm	0~+1%						
									1500 < w.L.D	0~+15						
									厚 さ t	t < 5cm				-10		
										t ≥ 5cm				-20		
										ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付 厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計 厚以上。						
									延	長				L	-200	1施工箇所 ただし、計測手法については、従来 管理のほかに、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)法面工 編」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。

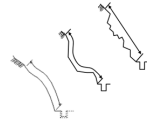
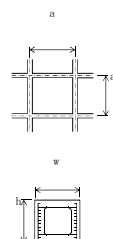
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]																					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																				
				3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">法 長 ℓ</td> <td>ℓ < 3m</td> <td>-50</td> <td rowspan="2"> 施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 </td> </tr> <tr> <td>ℓ ≥ 3m</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厚 さ t</td> <td>t < 5cm</td> <td>-10</td> <td rowspan="2"> 200mにつき1ヶ所以上、200m以下は2ヶ所をせん孔により測定。 </td> </tr> <tr> <td>t ≥ 5cm</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">延 長 L</td> <td>-200</td> <td> 1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 </td> </tr> </table>	法 長 ℓ	ℓ < 3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	ℓ ≥ 3m	-100	厚 さ t	t < 5cm	-10	200mにつき1ヶ所以上、200m以下は2ヶ所をせん孔により測定。	t ≥ 5cm	-20	延 長 L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。								
法 長 ℓ	ℓ < 3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																											
	ℓ ≥ 3m	-100																												
厚 さ t	t < 5cm	-10	200mにつき1ヶ所以上、200m以下は2ヶ所をせん孔により測定。																											
	t ≥ 5cm	-20																												
延 長 L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																											
				4	1 法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">法 長 ℓ</td> <td>ℓ < 10m</td> <td>-100</td> <td rowspan="2"> 施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 </td> </tr> <tr> <td>ℓ ≥ 10m</td> <td>-200</td> </tr> <tr> <td>幅 w</td> <td></td> <td>-30</td> <td> 枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 </td> </tr> <tr> <td>高 さ h</td> <td></td> <td>-30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>枠中心間隔 a</td> <td></td> <td>±100</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">延 長 L</td> <td>-200</td> <td> 1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 </td> </tr> </table>	法 長 ℓ	ℓ < 10m	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	ℓ ≥ 10m	-200	幅 w		-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	高 さ h		-30		枠中心間隔 a		±100		延 長 L		-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		曲線部は設計図書による
法 長 ℓ	ℓ < 10m	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																											
	ℓ ≥ 10m	-200																												
幅 w		-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																											
高 さ h		-30																												
枠中心間隔 a		±100																												
延 長 L		-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																											

※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由																	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]																						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																					
				3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">法 長 ℓ</td> <td>ℓ < 3m</td> <td>-50</td> <td rowspan="2"> 施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 </td> </tr> <tr> <td>ℓ ≥ 3m</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厚 さ t</td> <td>t < 5cm</td> <td>-10</td> <td rowspan="2"> 200mにつき1ヶ所以上、200m以下は2ヶ所をせん孔により測定。 </td> </tr> <tr> <td>t ≥ 5cm</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">延 長 L</td> <td>-200</td> <td> 1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 </td> </tr> </table>	法 長 ℓ	ℓ < 3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	ℓ ≥ 3m	-100	厚 さ t	t < 5cm	-10	200mにつき1ヶ所以上、200m以下は2ヶ所をせん孔により測定。	t ≥ 5cm	-20	延 長 L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			諸基準類の改定にともなう						
法 長 ℓ	ℓ < 3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																												
	ℓ ≥ 3m	-100																													
厚 さ t	t < 5cm	-10	200mにつき1ヶ所以上、200m以下は2ヶ所をせん孔により測定。																												
	t ≥ 5cm	-20																													
延 長 L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																												
				4	1 法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">法 長 ℓ</td> <td>ℓ < 10m</td> <td>-100</td> <td rowspan="2"> 施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 </td> </tr> <tr> <td>ℓ ≥ 10m</td> <td>-200</td> </tr> <tr> <td>幅 w</td> <td></td> <td>-30</td> <td> 枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 </td> </tr> <tr> <td>高 さ h</td> <td></td> <td>-30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>枠中心間隔 a</td> <td></td> <td>±100</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">延 長 L</td> <td>-200</td> <td> 1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 </td> </tr> </table>	法 長 ℓ	ℓ < 10m	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	ℓ ≥ 10m	-200	幅 w		-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	高 さ h		-30		枠中心間隔 a		±100		延 長 L		-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		曲線部は設計図書による	諸基準類の改定にともなう
法 長 ℓ	ℓ < 10m	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																												
	ℓ ≥ 10m	-200																													
幅 w		-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																												
高 さ h		-30																													
枠中心間隔 a		±100																													
延 長 L		-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																												

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和3年10月版)

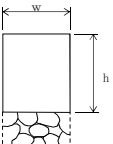
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要							
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]											
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										
1	5	1			(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	±50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。											
						厚さ t	-20													
						裏込厚さ	-50													
						幅 w1, w2	-30													
						高さ	h < 3m	-50												
							h ≥ 3m	-100												
						延長 L	-200		1施工箇所毎。											
						2							プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
														延長 L	-200		1施工箇所毎。			
						3							補強土壁工(補強土(テールアルメ)壁工法)(多数アンカー式補強土工法)(ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
高さh	h < 3m	-50																		
	h ≥ 3m	-100																		
鉛直度 Δ	±0.03h かつ ±300以内																			
控え長さ(補強材の設計長)	設計値以上																			
延長 L	-200		1施工箇所毎																	

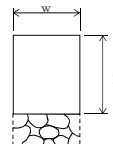
※面管理の場合は測定値の平均

新(令和4年10月版)

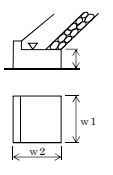
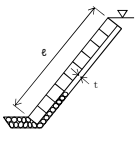
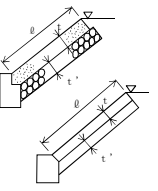
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由								
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]													
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												
1	5	1			(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	±50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				踏基準類の改定にともなう									
						厚さ t	-20															
						裏込厚さ	-50															
						幅 w1, w2	-30															
						高さ	h < 3m	-50														
							h ≥ 3m	-100														
						延長 L	-200		1施工箇所毎。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。													
						2								プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				踏基準類の改定にともなう
															延長 L	-200		1施工箇所毎。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
						3								補強土壁工(補強土(テールアルメ)壁工法)(多数アンカー式補強土工法)(ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				踏基準類の改定にともなう
高さh	h < 3m	-50																				
	h ≥ 3m	-100																				
鉛直度 Δ	±0.03h かつ ±300以内																					
控え長さ(補強材の設計長)	設計値以上																					
延長 L	-200		1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。																			

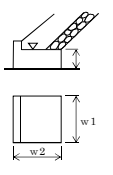
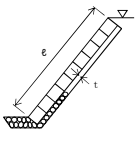
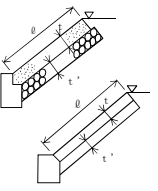
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第06編 河川編

旧(令和3年10月版)									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	基準高▽	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						幅 w	-30		

新(令和4年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
7 河川 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		護岸付属物工	基準高▽	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			諸基準類の改定にともなう。
						幅 w	-30				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第07編 河川海岸

		旧(令和3年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			
7	河川 海岸 編	1	5	6	海岸コンクリート ブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の 割で測定。 基準高、延長は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m(又は50 m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。				
						ブロック厚 t	-20					
						ブロック縦幅w1	-20					
						ブロック横幅w2	-20					
						延長 L	-200					
		6	4	海岸コンクリート ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m(又は50m)以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)護岸工編」の 規定による観点の管理方法を 用いることができる。					
					法長ℓ	ℓ < 5m			-100			
						ℓ ≥ 5m			ℓ × (-2%)			
					厚さ t	-50						
					延長 L	-200						
					5	コンクリート被覆 工			基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m(又は50m)以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)護岸工編」の 規定による観点の管理方法を 用いることができる。	
									法長ℓ	ℓ < 3m		
ℓ ≥ 3m	-100											
厚さt	t < 100	-20										
	t ≥ 100	-30										
裏込材厚 t'	-50											
延長 L	-200											

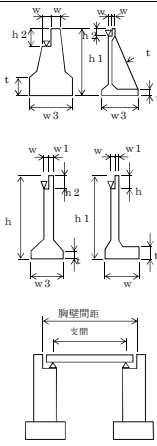
		新(令和4年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由	
7	河川 海岸 編	1	5	6	海岸コンクリート ブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の 割で測定。 基準高、延長は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m(又は50 m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。				
						ブロック厚 t	-20					
						ブロック縦幅w1	-20					
						ブロック横幅w2	-20					
						延長 L	-200					
		6	4	海岸コンクリート ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m(又は50m)以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)護岸工編」の 規定による観点の管理方法を 用いることができる。					
					法長ℓ	ℓ < 5m			-100			
						ℓ ≥ 5m			ℓ × (-2%)			
					厚さ t	-50						
					延長 L	-200						
					5	コンクリート被覆 工			基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m(又は50m)以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)護岸工編」の 規定による観点の管理方法を 用いることができる。	
									法長ℓ	ℓ < 3m		
ℓ ≥ 3m	-100											
厚さt	t < 100	-20										
	t ≥ 100	-30										
裏込材厚 t'	-50											
延長 L	-200											

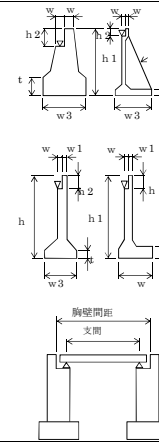
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第10編 道路編

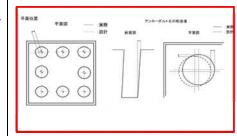
旧(令和3年10月版)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		-	基準高は、片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	t<15cm	-30	-10			
							t≥15cm	-45	-15			
						幅	-100		-			
						厚 さ	-9		-3			
							幅	-25				

新(令和4年10月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上				
10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		-	基準高は、片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚 さ	t<15cm	-30	-10				
							t≥15cm	-45	-15				
						幅	-100		-				
						厚 さ	-9		-3				
							幅	-25					-

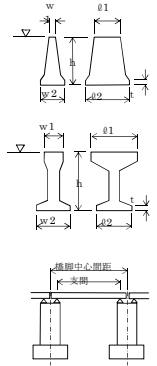
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

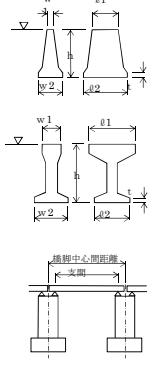
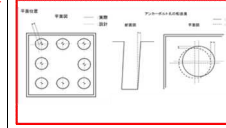
旧(令和3年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10	道路編	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
3	橋梁下部	6	8		橋台躯体工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 			
						厚さ t	-20				
						天端幅 w1(橋軸方向)	-10				
						天端幅 w2(橋軸方向)	-10				
						敷幅 w3(橋軸方向)	-50				
						高さ h1	-50				
						胸壁の高さ h2	-30				
						天端長 l1	-50				
						敷長 l2	-50				
						胸壁間距離 l	± 30				
						支間長及び中心線の変位	± 50				
						支保部アンカーボルトの箱抜き規	計画高		+10~-20		
						平面位置	± 20				
						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下				

新(令和4年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
10	道路編	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			諸基準類の改定にとまう
						延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
3	橋梁下部	6	8		橋台躯体工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 			諸基準類の改定にとまう
						厚さ t	-20				
						天端幅 w1(橋軸方向)	-10				
						天端幅 w2(橋軸方向)	-10				
						敷幅 w3(橋軸方向)	-50				
						高さ h1	-50				
						胸壁の高さ h2	-30				
						天端長 l1	-50				
						敷長 l2	-50				
						胸壁間距離 l	± 30				
						支間長及び中心線の変位	± 50				
						支保部アンカーボルトの箱抜き規	計画高		+10~-20		
						平面位置	± 20				
						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下				

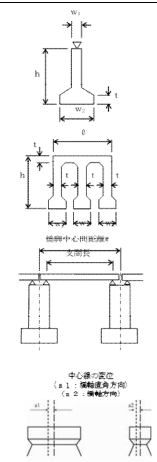
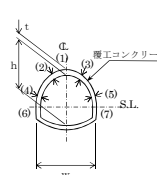


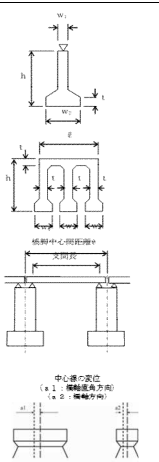
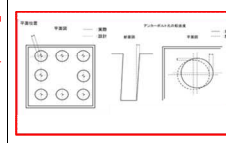
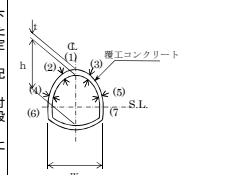
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

		旧(令和3年10月版)								
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	橋梁下部	7	RC	9	橋脚躯体工(張出式)(重力式)(半重力式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w1(橋軸方向)	-20			
						敷幅 w2(橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						天端長 l1	-50			
						敷長 l2	-50			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支間長及び中心線の変位	± 50			
						支保部アンカーボルトの箱抜き規格値				
					計画高	+10~-20				
					平面位置	± 20				
					アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下				

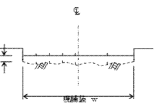
		新(令和4年10月版)				改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種		測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
					橋脚躯体工(張出式)(重力式)(半重力式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。なお、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			諸基準類の改定にともなう
						厚さ t	-20				
						天端幅 w1(橋軸方向)	-20				
						敷幅 w2(橋軸方向)	-50				
						高さ h	-50				
						天端長 l1	-50				
						敷長 l2	-50				
						橋脚中心間距離 l	± 30				
						支間長及び中心線の変位	± 50				
						支保部アンカーボルトの箱抜き規格値					
					計画高	+10~-20	支保部アンカーボルトの箱抜き規格値の兵目に血は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。				
					平面位置	± 20					
					アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下					

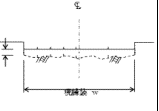
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

				旧(令和3年10月版)							
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	橋梁下部	7	RC	9	橋脚躯体工(ラーメン式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 			
						厚さ t	-20				
						天端幅 w1	-20				
						敷幅 w2	-20				
						高さ h	-50				
						長さ l	-20				
						橋脚中心間距離 Δ	± 30				
						支間長及び中心線の変位	± 50				
6	トンネル	5	3	覆工コンクリート工	基準高(拱頂)	± 50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (6) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (7) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)~(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)トンネル工種」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				
幅 w(全幅)	-50										
高さh(内法)	-50										
厚さ t	設計値以上										
延長 L	—										

				新(令和4年10月版)							
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	橋梁下部	7	RC	9	橋脚躯体工(ラーメン式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 			諸基準類の改定にとまなう
						厚さ t	-20				
						天端幅 w1	-20				
						敷幅 w2	-20				
						高さ h	-50				
						長さ l	-20				
						橋脚中心間距離 Δ	± 30				
						支間長及び中心線の變位	± 50				
支保部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10~-20	支保部アンカーボルトの箱抜き規格値の目には血は容座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。 								
	平面位置	± 20									
	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下									
10	トンネル	5	3	覆工コンクリート工	基準高(拱頂)	± 50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (6) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (7) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)~(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				
幅 w(全幅)	-50										
高さh(内法)	-50										
厚さ t	設計値以上										
延長 L	—										

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第10編 道路編

旧(令和3年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	測定値の平均()			
10	道路	4	舗装	5	1	切削オーバーレイ工	厚さt(切削)	-7	-2		厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。
							厚さt(オーバーレイ)	-9			
							幅W	-25			
							延長L	-100			
							平坦性	-	3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下		

新(令和4年10月版)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)	測定値の平均()				
10	道路	4	舗装	5	1	切削オーバーレイ工	厚さt(切削)	-7	-2		厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。	諸基準類の改定にともなう
							厚さt(オーバーレイ)	-9				
							幅W	-25				
							延長L	-100				
							平坦性	-	3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下			

旧(令和3年10月版)	
目次	
目 次	
共 通 編	
1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付コンクリートを除く）	3-2
2. ガス圧接	3-24
3. 既製杭工	3-30
4. 下層路盤	3-34
5. 上層路盤	3-48
6. アスファルト安定処理路盤	3-70

新(令和4年10月版)		改定理由
目次		新規項目の追加による改訂
目 次		
共 通 編		
1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付コンクリートを除く）	3-2	
2. ガス圧接	3-26	
3. 既製杭工	3-32	
4. 基礎工	3-36	
5. 場所打工	3-36	
6. 既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）	3-36	
※ページ数のみの改訂部分については、新旧対照表に記載しない		

旧(令和3年10月版)					
工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準
1 セメント コンクリート	施工後 試験 必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等 ・高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルパード類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の壁・水門・橋門を対象としない工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としないとし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 ・フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編
1 路床 安定 処理 工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、R計器を用いた盛土の締め管理要領(案)による。	R計器を用いた盛土の締め管理要領(案)による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点 【参考】 R計器を用いた盛土の締め管理要領(案) (平成8年8月)

新(令和4年10月版)					
工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準
1 セメント コンクリート	施工後 試験 必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等 ・高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルパード類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の壁・水門・橋門を対象としない工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としないとし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 ・フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により竣工完了時のひび割れ発生状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。 【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編
4 基礎 工	施工 必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定められた方法を満足していること。	中層杭工法(セメントミルク噴出機併用方式)、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削深度を機力定に保ち、掘削抵抗値(ターゲ電動流流、積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質状態と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本工種における支持層到達等の判定方法を定める。
5 橋脚 打杭 工	施工 必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による	孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後にコンクリート打込み前(検測テープ)により測定した孔底の深度を比較して把握する。
6 既設 杭工 (中層リ ンク コン クリ ート 打 設 方 式)	施工 必須	孔底管理	検測テープ	設計図書による	底面の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底確認からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要に応じて再処理する。
1 路 床 安 定 処 理 工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」による。	R計器を用いた盛土の締め管理要領(案)による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点 【参考】 R計器を用いた盛土の締め管理要領(案) (平成8年8月)

改定理由
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき品質管理を実施する場合同要領によることを追記。

新規追加

新規追加

新規追加

添補

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準I

旧(令和3年10月版)						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、Ri計器を用いた盛土の締め管理要領(案)の締め管理要領(案)による。	Ri計器を用いた盛土の締め管理要領(案)による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1,000㎡未満:10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満:15点
3 9 中 間 混 合 処 理	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS G 0191	設計図書による	当初及び土質の変化したとき 配合を定めるための試験である
3 9 鉄 筋 挿 入 工	施工	必須	引き抜き試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。

新(令和4年10月版)						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「Ri計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」 設計図書による	規格値	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1,000㎡未満:10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満:15点
3 9 中 間 混 合 処 理	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS A 1225	設計図書による	当初及び土質の変化したとき 配合を定めるための試験である
3 9 鉄 筋 挿 入 工	施工	必須	引き抜き試験 (変入れ試験) 引き抜き試験 (適合性試験)	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。